

セーフティネット資金（特別融資）

広島市では、構造的な不況や取引先の再生手続開始申立などにより事業経営に影響を受けている市内中小企業者等の皆様に対して、経営の安定化を図るために、「セーフティネット資金（特別融資）」を設けています。

※暴力団、暴力団員及びそれらと密接な関係を有している方は、ご利用できません。

ご利用いただける方	<p>市内に事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項各号及び第6項（危機関連保証）の規定に該当する特定中小企業者等</p> <p>イ 再生手続開始申立等企业に対して債権を有する中小企業者</p> <p>ウ 構造不況業種として県知事又は市長が指定した業種を営む中小企業者で、資金繰りに支障をきたしているもの</p>
資金使途	<p>運転資金。ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第3号、第4号及び第6項（危機関連保証）を利用するものについては、設備資金も可。</p>
融資限度額	<p>3,000万円以内</p>
融資期間	<p>10年以内（うち据置1年以内）。ただし、中小企業信用保険法第2条第6項（危機関連保証）を利用するものについては、据置期間を2年以内とする。</p>
融資利率	<p>年1.0%以下</p>
信用保証	<p>原則として保証付き</p> <p>一般保証利用 保証料率 保証協会の定めによる</p> <p>セーフティネット保証または危機関連保証利用</p> <p style="text-align: right;">保証料率 年0.7%</p>
担保及び保証人	<p>取扱金融機関又は広島県信用保証協会所定の方法による。</p>
取扱金融機関	<p>商工組合中央金庫、広島銀行、山口銀行、中国銀行、山陰合同銀行、もみじ銀行、西京銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合</p>
融資手続等	<p>次の書類を添付して、広島県信用保証協会又は取扱金融機関へ申込をしてください。</p> <p>1 「ご利用いただける方」のアに該当する方は、市長の発行する特定中小企業者である旨の認定書</p> <p>2 「ご利用いただける方」のイに該当する方は、再生手続開始申立等企业に対して有する売掛金債権及び前渡金返還請求権に係る額、当該再生手続開始申立等企业との取引額等を証明する書類</p> <p>3 「ご利用いただける方」のウに該当する方は、市が認定した中小企業者であることを表す書類</p> <p>その他の必要書類については、取扱金融機関等の指示に従ってください。</p>
問い合わせ先	<p>広島市経済観光局産業振興部産業立地推進課 ☎（082）504-2241</p> <p>（公財）広島市産業振興センター中小企業支援センター ☎（082）278-8032</p>

※融資の決定に当たっては、金融機関及び保証協会の金融上の審査があります。